



NEWS

THE TETSUJIN NEWS

株式会社東部がお届けするインフォメーション・レター

発行所 株式会社東部鉄人ニュース事務局
 神奈川相模原市緑区下九沢 1509-4
 TEL.042-764-4128
 FAX.042-762-9593
 編集 鈴木明子
<http://www.tobu21.co.jp>

Vol.18
 2012
 2月号

つねに時代の先へ新技術と新発想でお応えいたします!

だから、e-pile ... 幅広い自社保有機械と、杭先端の菱形孔が鍵となる!

(仮称) 某駅舎 建設工事 ☆ご採用いただき、誠に有り難うございました。

工事名	(仮称) 某駅舎 建設工事
施工地	静岡県
用途	中空廊下・昇降機



130tレッカーによるDHJ-08吊り上げ



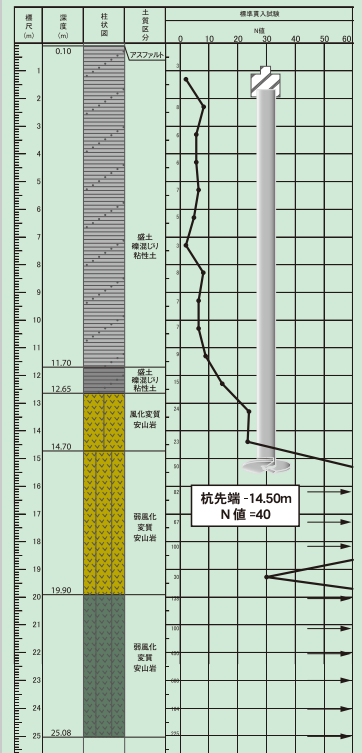
DHJ-08による先行掘削

杭の種類 φ165.2 mm L=13.0m Dw400 mm 18set

△ 本物件はリゾート地の高台にある既存駅舎と新設総合病院施設を結ぶ中空廊下の基礎杭工事です。
 課題となった点は、地質調査の結果により地盤中の土質が安山岩で構成されている事や、その中に大型の転石が点在している事、また、施工場所が高台、狭隘地により施工機の搬入が困難である事が課題となりました。

◎ 今回は現地調査の結果、130tレッカーを使用し、重量9,000kgの小型施工機械を吊り上げて行う事となりました。小型機械のためロックオーガーでの先行掘削も出来ないため、同機械に取付可能な硬質ビットを取付たケーシングを準備し、さらに専用スクリーで先行掘削をしてからの本杭打設となりました。
 また、e-pile打設時にも最大の特徴となる杭先端の菱形孔と切削刃とが抜群の掘削性能を発揮し、スムーズに所定の設計深度まで貫入させる事ができました。
 元請様には準備・仮設工(人工地盤)等で大変ご協力いただいた為、安全かつ予定工期限内に工事を完了する事が出来ました。

ボーリング柱状図



環境性、経済性、革新性で選ばれる「e-pile」。

国土交通省大臣認定工法



鋼管杭基礎総合メーカー

Tobu, 株式会社 東部
<http://www.tobu21.co.jp>



3e

e-pile工法は鋼管杭の特徴である長い支持力性、安全性、高品質、短工期などの優位性の他、3eをテーマとしたecology (環境性)、economy (経済性)、evolution (革新性)を兼ね備えた21世紀型の最良工法です。

エコマーク認定

e-pileはエコマーク認定商品です。「エコマーク認定」は、財団法人日本環境協会が商品の環境性能を評価し、「環境保全」に役立つものとして厳しい審査をクリアしたものだけが与えられる称号です。



鋼管杭基礎総合メーカー
 Tobu, 株式会社 東部
<http://www.tobu21.co.jp>

■ 本社
 〒252-0134 神奈川相模原市緑区下九沢 1509-5 TEL.042-762-4739 FAX.042-762-8971

■ 地盤評価センター
 〒252-0134 神奈川相模原市緑区下九沢 1285-1 TEL.042-785-2811 FAX.042-785-2810

■ 施工管理センター
 〒252-0134 神奈川相模原市緑区下九沢 1507-5 TEL.042-764-4122 FAX.042-762-8975



日本赤十字社 東日本大震災義援金を受け付けています

東日本大震災による被災者に対して全国からお寄せいただいた義援金を被災都道県に配分するため、厚生労働省の協力を得て、学識経験者、被災都道県および日本赤十字社、中央共同募金会をはじめとする義援金受付団体を構成メンバーとする「義援金配分割合決定委員会」が4月8日（金）に設置されました。

この委員会で、被災状況に応じて、それぞれの被災都道県への義援金の配分割合が審議され、決定しました。具体的には「住宅全壊・全焼・流失、死亡、行方不明者は35万円」、「住宅半焼、半壊は18万円」、「原発避難指示・屋内退避指示圏域の世帯は35万円」を基準として、これに対象世帯・対象者数を乗じた額を各被災都道県に配分することになりました。

日本赤十字社は、4月13日から、各都道県に設置された義援金配分委員会からの依頼により、被災県に義援金を送金しています。これまでに15都道県への送金を行いました。現在は、順次、各市町村を通じて、被災された方々への配分が実施されています。

● 支援期間・支援方法など

取扱期間 平成23年3月14日（月）～平成24年3月31日（土）

※この義援金は寄付金控除の対象となります。

※個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※金融機関からご送金いただいた義援金につきましては、その振込金額収証（ATM利用の控え、テレホンバンキングによるお取引について銀行から郵送されるお知らせ、インターネットバンキングの確認画面のプリント含）をもって受領証に代えさせていただきます。送金の控えで寄附金控除申請ができますので、大切に保管してください。

● 通常払込み（ゆうちょ銀行・郵便局）

● 銀行振込

● クレジットカード・コンビニエンスストア・Pay-easyによるご協力

● ファミリーマート「Famiポート募金」

日本赤十字社 HP より

健康コラム

ワンポイント



ただの風邪とはちがいます！

どんな病気？

インフルエンザウイルスはA型、B型、C型の3つに大きく分類され、ヒトの世界で広く流行しているのは、A型（香港型・ソ連型）、B型の3種類です。ウイルスは自分のからだの構造を少しずつ変えることができるためワクチンが効きにくく、流行する型もその年によって違うので、毎年のように流行を繰り返します。

予防方法

体調を整え、ウイルスの感染経路をたつことが大切です。

POINT!

- ①外出時のマスクや帰宅時のうがい、手洗いをしましょう。
- ②できるだけごみを避けましょう。
- ③常日ごろから十分な栄養や休息をとるようにしましょう。
- ④室内では加湿器などを使って加湿しましょう。

かかったかな？と思ったら

38℃以上の高熱、強い倦怠感や筋肉痛などの全身症状を伴いはじめたら、2日以内に医師に診てもらいましょう。家庭での安易な解熱剤の使用は重篤な症状を引き起こすことがありますので、使用は避けるようにしましょう。また、周囲の人にうつさないためにも、咳エチケットを心がけましょう。

早く治すための4つの心がけ

- ①とにかく安静
- ②水分を十分にとる
- ③保温も大切
- ④食事は消化のよいあたたかいものを

インフルエンザは、主に咳やくしゃみなどの飛沫感染でうつります。



咳エチケット

- ①咳・くしゃみをする時はティッシュで口と鼻をおおひましょう。
- ②使用したティッシュはゴミ箱に捨て、その後はよく手を洗ひましょう。
- ③咳・くしゃみなどの症状のある方はマスクをしましょう。

相模原市HPより

経理マンが行く



26年振りの大寒波が日本列島に到来したとのニュースで多くの企業様は節電と寒さの狭間で大変な思いをされているのではないかと察します。健康に気を付けて短期間で多くの作業を効率良く行えるよう、業務スケジュールの調整に事務暦をお役立てください。

経理・税務 事務暦

- 本年最初の給与支払日の前日
 - ・給与所得者の扶養控除等申告書の提出
 - 提出先…給与の支払者（所轄税務署長）
 - 1月31日
 - ・支払調書の提出
 - ・源泉徴収票の交付
 - 交付先…(イ)所轄税務署長 (ロ)受給者
 - ・固定資産税の償却資産に関する申告
 - ・11月決算法人の確定申告
 - <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業税)・法人住民税>
 - ・2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
 - <消費税・地方消費税>
 - ・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 - ・5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>
 - …半期分
 - ・消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告
 - <消費税・地方消費税>
 - ・消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
 - ・給与支払報告書の提出
 - 提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
 - 提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長
 - 1月中で市町村の条例で定める日
 - ・個人の道府県民・市町村民税の納付（第4期分）
 - 2月1日から3月15日まで
 - ・贈与税の申告
 - 2月10日
 - ・1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
 - 2月16日から3月15日まで
 - ・23年分所得税の確定申告
 - 2月23日
 - ※税理士記念日
 - 2月29日
 - ・12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告
 - <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業税)・法人住民税>
 - ・3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
 - <消費税・地方消費税>
 - ・法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 - ・6月決算法人の中間申告
 - <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>…半期分
 - ・消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告
 - <消費税・地方消費税>
 - ・消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
 - 2月中において市町村の条例で定める日
 - ・固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付
- ※掲載しているスケジュールが急に変更される場合もありますので、必ずお近くの税務署などにご確認ください。